

申出概要

1 申出者

公益財団法人放射線影響研究所 疫学部 副部長 杉山 裕美 氏

2 申出者の別

法第 21 条第 9 項（がんに係る調査研究を行う者への提供（匿名化がされた情報））

3 情報の種類

匿名化が行われた広島県がん情報（2002 年診断から最新年診断まで）

全国がん登録部分	地域がん登録部分
2016 年診断から最新年診断まで	2002 年診断から 2015 年診断まで

4 利用目的

世界的がん生存率解析 CONCORD-4 Study へ参加し、CONCORD-4 Study とデータ共有、解析し、生存率に関する国際比較研究へ貢献する。

5 資料

(1) 地域がん登録部分

広島県地域がん登録・広島市地域がん登録資料利用申請書

(2) 全国がん登録部分

ア 様式 2-1 広島県がん情報等の提供について（申出）

イ 様式 2-3 情報の提供の申出に係る誓約書

ウ 添付資料

	資料名等	申出の該当箇所
別添 1	提供依頼申出者の生年月日及び住所がわかるもの	1 (2)
別添 2	研究計画書	2 (1)
別添 3	利用する対象となるがん 22 部位について	4 (3)
添付 1	論文 CONCORD-2	2 (1)
添付 2	論文 CONCORD-3	2 (1)
添付 3	論文 CONCORD-4 Protocol	2 (1)
添付 4	Data call メール	2 (1)
Annex1	データ仕様書	2 (1)
Annex2	生命表	2 (1)
Annex3	データファイル転送	2 (1)
Annex4	健康研究局からの法定承認	2 (1)
Annex5	倫理委員会の研究継続承認	2 (1)
Annex6	倫理委員会による承認	2 (1)
Annex7	データ加工の法的根拠	2 (1)
Annex8	CONCORD ワーキンググループ	2 (1)

添付 3 の
関連資料

6 特記事項

(1) 様式 2 - 3 について

一部の利用者において誓約書が未添付となっておりますが、審査を行う当日（令和 5 年 3 月 14 日）までに当課へ提出いただく予定です。

(2) 利用期間

地域がん登録部分について、上記 5 (1) の申出書内で、資料の利用期間は「基本的に 1 年とします」と記載されていますが、研究に必要な期間として全国がん登録部分と併せて 5 年としています。

【健康づくり推進課意見】

県としては、研究上必要と認められる期間の範囲内であれば、全国がん登録部分の資料の利用期間に関する規定（提供を受けた日から 5 年を経過した年の 12 月 31 日まで）と整合性を図るとともに、関連事務の削減を目的に、承認して差し支えないと考えます。

根拠規定

○がん登録の推進に関する法律

(都道府県知事による利用等)

第十八条 (略)

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

○全国がん登録に係る広島県がん情報提供事務処理要領

(申出文書の形式の点検)

第10条 窓口組織は、提供依頼申出者が提出する申出文書を受領したときは、様式6-1を用いて形式の点検を行うものとする。なお、形式の点検において疑義が生じた場合、提供依頼申出者に対して資料の追加、修正、説明を求め、疑義が解消されるまでは受領した時点に関わらず手続きを保留するものとする。

(申出文書の審査)

第11条 知事は、受領した申出文書が前条の形式の点検に適合した場合は、提供の決定について様式6-2により審議会の意見を聴くものとする。ただし、法第20条に基づく病院等への提供に該当する申出の場合は、審議会の意見を聴くこととされていないが、必要に応じて審議会に意見を聴くものとする。

○広島県地域がん登録資料の利用手続要項

(利用の基準)

第4条 登録資料の利用申請があるときは、広島県健康福祉局長は、広島県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）に当該申請に係る登録資料の利用の可否について諮る。

委員会は、以下の基準に照らし、協議する。

- (1) 登録資料の利用が、がん予防対策及びがん医療水準の向上に寄与するものであること。
- (2) 利用する登録資料が、利用目的を達成する上で必要最小限度の範囲内のものであること。
- (3) 申請者は、登録資料の適正な使用と適切な管理を行うことができること。
- (4) 申請者は、研究実績及び目的達成の研究能力と研究遂行に必要な手段を持つものであること。
- (5) 別表各号に定める事項のうちいずれかに該当するものを含む登録資料を申請しようとする申請者は、申請者が所属する機関での倫理委員会あるいは類似の審査を経たものであること。